

## 理容所・美容所の衛生措置

常に清潔に保つこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・床及び腰板にはコンクリート、タイル、リノリューム又は板など不浸透性材料を使用すること。</li> <li>・洗い場は、流水装置とすること。</li> <li>・ふた付きの汚物箱及び毛髪箱を備えること。</li> </ul>
消毒設備を設けること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・かみそり等の血液付着の疑いがある器具の消毒は(1)～(3)のいずれか。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)沸騰後2分間以上煮沸する方法</li> <li>(2)エタノール水溶液(エタノールが76.9%以上81.4%以下である水溶液をいう。次の(4)において同じ。)中に10分間以上浸す方法</li> <li>(3)次亜塩素酸ナトリウムが0.1%以上である水溶液中に10分間以上浸す方法</li> </ol> </li> <li>・はさみ、くし等の血液が付着していない器具の消毒は(1)～(8)のいずれか。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)20分間以上1cm<sup>2</sup>当たり85μW以上の紫外線を照射する方法</li> <li>(2)沸騰後2分間以上煮沸する方法</li> <li>(3)10分間以上摂氏80度を超える湿熱に触れさせる方法</li> <li>(4)エタノール水溶液に10分間以上浸し、又はエタノール水溶液を含ませた綿若しくはガーゼで器具の表面をふく方法</li> <li>(5)次亜塩素酸ナトリウムが0.01%以上である水溶液中に10分間以上浸す方法</li> <li>(6)逆性石けんが0.1%以上である水溶液中に10分間以上浸す方法</li> <li>(7)グルコン酸クロルヘキシジンが0.05%以上である水溶液中に10分間以上浸す方法</li> <li>(8)両性界面活性剤が0.1%以上である水溶液中に10分間以上浸す方法</li> </ol> </li> </ul>
採光、照明、換気を充分にすること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理(美)容師が理(美)容のための直接の作業を行う場合の作業面の照度を100ルクス以上とすること。</li> <li>・理(美)容所内の空気1L中の炭酸ガスの量を5cm<sup>3</sup>以下に保つこと。</li> </ul>
その他衛生上必要な措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理(美)容所は、常時居住する場所、他の店舗及び外部と隔壁により完全に区分すること。(ただし、防火その他の理由により隔壁により完全に区分することが適当でないときは、必要最小限の範囲で天井付近の隔壁を設けないことができる。)</li> <li>・理(美)容所には、作業場のほか、客の待合所を設けること。</li> <li>・作業場及び待合所の床面積(床面から天井までの高さが2.1m以上の部分の床面積に限る。)は、作業いす1脚を設置する場合は10m<sup>2</sup>以上とし、作業いす1脚を増すごとに理容所は2.5m<sup>2</sup>、美容所は1.5m<sup>2</sup>以上を増すこと。→下表「理(美)容所の最低床面積」参照</li> <li>・待合所は、作業場と区分し、作業場の床面積に応じ、適当な広さとすること。</li> <li>・作業場内に、消毒済みの物品及び未消毒の物品をそれぞれ区分して収納する容器を備えること。</li> <li>・皮膚に接する布片及び皮膚に接する器具類は、作業いすの数に応じて十分な量を備えること。</li> <li>・外傷の応急手当に必要な薬品を備えること。</li> <li>・便所、更衣室及び流水式手洗い設備を設置すること。(ただし、衛生上支障がないと知事が認めるときは、この限りでない。)</li> </ul>

## 理容所・美容所の最低床面積

理(美)容所いすの数	1脚	2脚	3脚	4脚	5脚	6脚
理容所最低床面積(m <sup>2</sup> )	10	12.5	15	17.5	20	22.5
美容所最低床面積(m <sup>2</sup> )	10	11.5	13	14.5	16	17.5